

37 受託工事申請者施行工事仕様書

受託工事申請者施行工事仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、受託工事申請者施行要綱に基づいて施工する上水道管及び工業用水道管の支障移設工事に適用する。

2. 施行業者

申請者は、大阪市入札参加資格を有する業者のうちから施行業者を選定し、別に定める様式による施行業者届出書により、当局所轄水道工事センターへ届出なければならない。

3. 施工区分

別表施工区分のとおりとし、現場状況に応じて当局職員と協議して変更できるものとする。

4. 工事

- (1) 工事の施工時期、施工方法について、当局職員と打合せを行った後に着手しなければならない。
- (2) 工事は、この仕様書及び当局「土木工事共通仕様書(大阪市水道局 平成20年4月)」に従い施行しなければならない。なお、提出図書類は別紙-1のとおりとする。
- (3) 施行前に申請者施工区分の設計書及び図面を提出し、当局の承認及び許可申請は当局が行うが、第三者との交渉は申請者が行わなければならない。
- (4) 工事が完成したときは、別に定める様式による工事完成届を提出し当局の検査をうけなければならない。

5. 材料

- (1) 工事に要する材料は、原則として全て申請者が調達しなければならない。
- (2) 申請者が調達した材料は、当局職員の承認を受けた後に使用しなければならない。
- (3) 撤去した材料等は、申請者において処分すること。

6. 管布設、管連絡、断水、管内洗浄排水作業

工事に要する管布設及び管連絡作業並びに断水及び管内洗浄排水作業を当局で施行する場合は、これに要する諸設備及び労力は、当局職員の指示に従い申請者が提出しなければならない。

7. 路面復旧

- (1) 道路掘削跡の一次本復旧及び仮復旧の維持管理は、申請者において行うものとする。
なお、その期間は、二次本復旧または道路工事施工者への引継完了までとする。
- (2) 二次本復旧は、道路管理者の指示に従い申請者において施行しなければならない。

8. 完成図の提出

完成図の作成基準及び作成要領等については「土木工事共通仕様書(大阪市水道局 平成20年4月)」の第7編 提出図書類 第4章 完成図に準じ、速やかに提出のこと。

9. かしの担保責任

(1) 工事の目的物にかしがあるときは、申請者は引渡しの日から2年間工事目的物のかしを補償し、またはそのかしによって生じた損失もしくは、き損に対して賠償しなければならない。ただし、そのかしが申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、賠償しなければならない期間は10年とする。

(2) 前項の規程にかかわらず、管設備については、前項の期間経過後といえども、通水後一年間はかし担保責任を負うものとする。

10. 特記事項

この仕様書と別に、当局職員から特記仕様書が発行された場合、この仕様書と合わせて特記仕様書の内容等についても十分理解し、施行上、支障のないようにしなければならない。

11. その他

この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、別途、当局職員と協議するものとする。

申請者：本市及び受注者

当 局：大阪市水道局

(大阪市建設局追記による)

別表

施工区分	水道局施工	申請者施工
工 種	ア) 管布設工 (据付、継手作業) イ) 弁室等築造工 ウ) 断水作業 エ) 管連絡工 オ) 洗浄排水作業 カ) 水質試験	キ) 土木工事 ク) 管布設工 (据付、継手作業) ケ) 弁室等築造工 コ) 管撤去工事 (管切断、吊上げ、継手離脱) サ) 管連絡工 シ) 管保護工 ス) 運搬工 セ) 道路一次本復旧 ソ) 道路二次本復旧